

環境関連法規制等の動き 2013年6月 (2013.4.19～2013.5.20)

1. 法令情報

1-1. 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第125号＞(2013.4.30公布、2013.5.1施行)

回避可能費用とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ支出を免れた費用です。今回、関西電力、九州電力、特定電気事業者、特定規模電気事業者についてその単価が改訂されました。

この価を用いて、再生可能エネルギー発電促進賦課金が計算され、最終的には電気使用者が負担します。

1-2-1. 容器保安規則等の一部改正について＜経済産業省令第23号＞(2件共2013.5.13公布、同日施行)

1-2-2. 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第133号＞

水素自動車の実用化に向けて、自家用自動車の水素自動車用燃料容器が法的に位置づけられ、容器への「低充填サイクル車両専用」表示、合格証票、刻印、漏洩試験等の基準等が定められました。

水素自動車や圧力容器の製造者に適用されます。

＜参考＞経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/05/250513-1.html

2. 一般情報

2-1. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する

法律案の閣議決定について (2013.4.19 環境省)

現行フロン法は特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが対象でしたが、廃棄時回収率が3割と低く機器使用時の漏洩の実態もありました。今回の改正は、法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、製造・輸入業者や冷凍空調機器ユーザー等に対象領域を広げ、登録業者による充填や許可業者による再生/廃棄証明書の交付等が義務付けられる改正が、閣議決定されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16565>

2-2. 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案の閣議決定について

(2013.4.19 環境省)

従来は、大防法・水濁法から放射性物質は適用除外されてきました。2011年の原子力発電所の事故より大量の放射性物質が一般環境中に放出されたことにより、大防法・水濁法・環境影響評価法に放射性物質関連の規定を追加する改正が、閣議決定されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16574>

2-3. 2011年度大気汚染状況(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)について(2013.5.16環境省)

環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンは411測定点中2地点で環境基準を超過しましたが、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの3物質は全ての測定地点で環境基準を達成し、良化傾向にあります。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16653>

2-4. 2011年度大気汚染状況（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）について

(2013. 5. 16環境省)

大気汚染物質の濃度は、二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）についてはほぼ全ての測定局で、浮遊粒子状物質（SPM）は約7割の測定局で、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は約3割の測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダント（O_x）は、ほぼ全ての記測定局で未達成でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16648>

2-5. 2012年光化学大気汚染の概要－注意報等発令状況、被害届出状況－について (2013. 4. 30環境省)

2012年の全国における光化学オキシダント注意報等の発令状況は、発令都道府県数が17都府県、発令延日数が53日と、1970年以降低減傾向にあります。主要原因物質のNO_xとVOC対策として、大気汚染防止法、自動車NO_x・PM法等に基づく排出規制の効果が現れています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16602>

2-6. 「ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（案）」に対する意見の募集について

(2013. 4. 19環境省)

排水基準を定める省令では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等の、一律排水基準に直ちに対応することが困難な業種について、暫定基準が定められています。今回は、困難業種を15→13種に減らし、暫定排水基準値を強化する等の基準改正（案）について、環境省では5. 20まで意見の募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16576>

2-7. 海域の窒素・りんに係る暫定排水基準（案）に対する意見の募集について (2013. 5. 13環境省)

水質汚濁防止法に基づく、閉鎖性海域の窒素・りんの排水基準に適合困難な一部の業種に対する、暫定排水基準（2008～2013）をより強化した、暫定排水基準（2013～2018）（案）について、環境省で6. 14まで意見の募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16638>

2-8. 2012年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査対象技術の評価結果について

(2013. 5. 10 環境省)

環境省では、低コスト・低負荷型の土壌汚染の調査及び対策に資する実証試験段階の技術を開発し、結果を評価し、公表して、土壌汚染対策の推進を図っていますが、今回その評価結果が公表されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16631>

2-9. 有機顔料中に副生するポリ塩化ビフェニルの有無等に関する再分析調査結果について

(2013. 5. 10環境省)

有機顔料中に副生するポリ塩化ビフェニル（PCB）の調査結果が昨年公表されましたが、その後分析方法により測定値が大きく異なることが判明したので、再分析した調査結果が公表されました。再分析により

新たに、基準の50ppmを超えるPCBを含有していると判明した有機顔料は9品目、合計17品目でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16635>

2-10. 国内初となる電炉での自動車構造用鋼板の試作成功について (2013. 4. 25 環境省)

鉄スクラップを原料として電炉で製造する2011年度環境省実証事業について、題記の成果が得られました。Car to Carの水平リサイクルや鉄スクラップの国内消費、原材料輸入・輸送費等のコスト低減も狙えることから、2013年度も引き続き実証事業が実施される予定です。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16583>

2-11. 夏季の省エネルギー対策について (2013. 4. 26 資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁では、エネルギー需要が増大する夏季に、電力の安定供給や電気料金を最大限抑制することを目的に、事業者及び家庭等に省エネルギー・節電の協力要請を行いました。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20130426004/20130426004.html>

2-12. 2013年度クールビズについて (2013. 4. 26環境省)

昨年同様クールビズ期間が、5月1日から10月31日となりました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16596>

2-13. 「環境にやさしい企業行動調査」の結果について (2013. 4. 19 環境省)

環境省は、アンケートによる2011年度の題記の調査結果を公表しました。環境課題に対応する上で重視する事項については、「経営活動と環境配慮行動を統合した戦略的な対応」が約6割、取引先の選定に当たっては、「ISO14001」を考慮する企業が約3割、環境ビジネスを行っている企業は約3割でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16575>

2-14. 2013年度 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の公募開始について (2013. 5. 9 環境省)

環境省では、廃棄物高効率熱回収施設の整備事業や熱輸送システム施設の整備事業等の廃棄物エネルギー導入事業について、6.6まで公募を行っています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16627>

2-15. 2013年度電動式塵芥収集車導入補助事業の公募について (2013. 5. 2 環境省)

環境省では、電動式塵芥収集車を導入する事業について、6.21まで公募を行っています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16660>

2-16. 2013年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の公募について (2013. 5. 2 環境省)

小型家電リサイクル法が本年4月より施行され、国では再資源化等を促進するための環境整備を順次進めています。今回は再資源化事業者提案型及び市町村提案型について、5.31まで公募を行なっています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16611>

以上